

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
○ 道路の供用を開始する件 二六
- 公告
○ 調理師試験を実施する件 二六
- 製菓衛生師試験を実施する件 二六
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件二件 二六
- 一般競争入札を行う件 二六
- 福島県教育委員会教育長 二六
- 公金の収納の事務を委託した件 二六

告 示

福島県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道熱塩加納会津坂下線	喜多方市慶徳町松舞家字北ノ窪二番地先から 同 市慶徳町松舞家字北ノ窪五九番地先まで	平成二十九年五月九日

公 告

（道路計画課）

公告第百一号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、平成二十九年五月九日
平成二十九年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験期日

平成二十九年七月二十六日（水）午前十時から正午まで

二 試験場所

福島市春日町五番五十四号

とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）

郡山市堤下町一番二号

郡山市民文化センター

白河市中田百四十番地

白河市産業プラザ人材育成センター

会津若松市河東町郡山字中子山三十二番地

会津若松市河東公民館

南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地の百十二

福島県立テクノアカデミー浜

いわき市内郷高坂町四方木田百九十一番地 いわき市総合保健福祉センター

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十九年五月二十九日（月）から同年六月九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと。）。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

（食品生活衛生課）

公告第百二号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五十五号）第四条第一項の規定により、平成二十九年五月九日
平成二十九年五月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 試験期日

平成二十九年七月二十六日(水) 午前十時から正午まで
 二 試験場所
 福島市春日町五番五十四号
 とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)

郡山市堤下町一番二号
 郡山市民文化センター
 白河市中田百四十番地
 白河市産業プラザ人材育成センター
 会津若松市河東郡山字中子山三十二番地
 会津若松市河東公民館
 南相馬市原町区菅浜字巢掛場四十五番地の百十二
 福島県立テクノアカデミー浜

三 受付期間等
 いわき市内郷高坂町四方木田百九十一番地
 いわき市総合保健福祉センター

四 受験手数料
 受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること(消印はしないこと)。
 試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。
 (食品生活衛生課)

五 その他
 試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。
 (食品生活衛生課)

公告第百三十三号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第四項の規定により、双葉町復興整備計画に双葉都市計画の変更に係る双葉都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。
 平成二十九年五月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 双葉都市計画公園

2 名称 八・五・一号福島県復興記念公園

二 都市計画の変更を定める土地の区域
 新たに都市計画に含まれる土地の区域

双葉郡双葉町のうち大字中浜字本町、字西川原及び字南川原の各一部の区域、大字両竹字北細田、字細田及び字増田の各一部の区域並びに大字中野字渋江、字宮ノ脇、字高田及び字羽山前の各一部の区域

三 都市計画の変更の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び双葉町建設課

2 縦覧期間
 平成二十九年五月九日から同月二十三日まで

四 その他
 双葉都市計画公園を変更する案について、双葉町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は双葉町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
 (都市計画課)

公告第百四十四号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第四項の規定により、浪江町復興整備計画に浪江都市計画の変更に係る浪江都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。
 平成二十九年五月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 浪江都市計画公園

2 名称 八・五・一号福島県復興記念公園

二 都市計画の変更を定める土地の区域
 新たに都市計画に含まれる土地の区域

双葉郡浪江町のうち大字両竹字蛭田、字庄司口、字原田、字森合、字的場及び字本町の各一部の区域、大字両竹字北庄司口の全部の区域並びに大字中浜字西川原の一部の区域

三 都市計画の変更の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び浪江町まちづくり整備課

2 縦覧期間
 平成二十九年五月九日から同月二十三日まで

四 その他

浪江都市計画公園を変更する案について、浪江町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は浪江町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
 (都市計画課)

公告第105号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年5月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等の件名及び数量**

- ア 除雪ドーザⅠ（18t級） 1台
- イ 除雪ドーザⅡ（14t級） 1台
- ウ 除雪ドーザⅢ（18t級） 1台
- エ 除雪ドーザⅣ（18t級） 1台
- オ ローター除雪車Ⅰ（2.6m級） 1台
- カ ローター除雪車Ⅱ（2.2m級） 1台
- キ ローター除雪車Ⅲ（2.6m級） 1台
- ク ローター除雪車Ⅳ（2.6m級） 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。**(3) 納入期限 平成29年12月28日（木）****(4) 納入場所**

- ア 福島県北建設事務所黒岩分室 吾妻土湯道路管理所（福島県福島市黒岩字浅井9番地1）
- イ 福島県二本松土木事務所（福島県二本松市金色424番地1）
- ウ 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
- エ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- オ 福島県中建設事務所（福島県郡山市麓山一丁目1番1号）
- カ 福島県南建設事務所（福島県白河市昭和町269番地）
- キ 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
- ク 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年6月2日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年5月9日（火）から同年6月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年5月19日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課入札室

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- | | | | |
|---|------------------------------|----------------------|------|
| ア | 1の(1)のアに掲げる物品等
納局入札用度課入札室 | 平成29年6月22日(木)午後1時30分 | 福島県出 |
| イ | 1の(1)のイに掲げる物品等
納局入札用度課入札室 | 平成29年6月22日(木)午後1時50分 | 福島県出 |
| ウ | 1の(1)のウに掲げる物品等
納局入札用度課入札室 | 平成29年6月22日(木)午後2時10分 | 福島県出 |
| エ | 1の(1)のエに掲げる物品等
納局入札用度課入札室 | 平成29年6月22日(木)午後2時30分 | 福島県出 |
| オ | 1の(1)のオに掲げる物品等
納局入札用度課入札室 | 平成29年6月22日(木)午後2時50分 | 福島県出 |
| カ | 1の(1)のカに掲げる物品等
納局入札用度課入札室 | 平成29年6月22日(木)午後3時10分 | 福島県出 |
| キ | 1の(1)のキに掲げる物品等
納局入札用度課入札室 | 平成29年6月22日(木)午後3時30分 | 福島県出 |
| ク | 1の(1)のクに掲げる物品等
納局入札用度課入札室 | 平成29年6月22日(木)午後3時50分 | 福島県出 |
- (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月21日(水)午後5時までまでに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
- ① Tractor with Snow Plow I (18t class) 1unit
 - ② Tractor with Snow Plow II (14t class) 1unit
 - ③ Tractor with Snow Plow III (18t class) 1unit
 - ④ Tractor with Snow Plow IV (18t class) 1unit
 - ⑤ Rotary Snow Plow I (2.6m class) 1unit
 - ⑥ Rotary Snow Plow II (2.2m class) 1unit
 - ⑦ Rotary Snow Plow III (2.6m class) 1unit
 - ⑧ Rotary Snow Plow IV (2.6m class) 1unit
- (2) Time-limit of tender(by hand) :
- ① 1:30 p.m., 22 June 2017
 - ② 1:50 p.m., 22 June 2017
 - ③ 2:10 p.m., 22 June 2017
 - ④ 2:30 p.m., 22 June 2017

- ⑤ 2:50 p.m., 22 June 2017
 ⑥ 3:10 p.m., 22 June 2017
 ⑦ 3:30 p.m., 22 June 2017
 ⑧ 3:50 p.m., 22 June 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 21 June 2017
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
 Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
 公金の収納の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年五月九日

福島県立美術館長 早川博明

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 1 名称 株式会社東北装美
 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 収納の事務を委託する期間
 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(総務課)